

豊情個審答申第37号
平成22年(2010年)8月17日

豊中市教育委員会委員長
本田 耕一様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分について(答申)

平成21年9月17日付け豊教総第253号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

豊情個審答申第37号
平成22年(2010年)8月17日

豊中市長
浅利 敬一郎様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分について(答申)

平成21年9月11日付け諮問第30号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長及び豊中市教育委員会が行った異議申立人の自己情報を削除しないとの処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 削除請求

平成21年6月11日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、

① 異議申立人が以前に行った行政文書部分開示決定処分に係る審査請求（以下「当該審査請求」という。）の審査のため、平成20年12月1日付で豊中市教育委員会が豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した際の諮問書に添付された異議申立人提出による文書（当該行政文書部分開示決定処分に係る行政文書開示請求書を除く。）は、条例第12条第1項に違反して外部提供されたものである

② 当該審査請求の審査のため、平成20年10月22日付で当該審査請求に係る行政文書部分開示決定処分の処分庁である豊中市教育委員会教育長が審査庁である豊中市教育委員会に提出した弁明書に添付された異議申立人提出による文書（当該行政文書部分開示決定処分に係る行政文書開示請求書を除く。）は、条例第12条第1項に違反して目的外利用されたものである

として、審査会事務局を所管する豊中市長及び豊中市教育委員会それぞれに対して、自己情報の削除請求をした。

2 決定

① 平成21年7月10日、豊中市長は、本件自己情報は、豊中市情報公開条例又は豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき、実施機関である豊中市教育委員会から審査会に提出されたものであり、法令の規定に基づくものであるから条例第12条第2項第2号に該当し、条例違反はないので、自己情報の削除請求には理由がないため、削除しないとの決定をした。

② 平成21年7月9日、豊中市教育委員会は、本件自己情報は、行政不服審査法の規定に基づき、処分庁である豊中市教育委員会教育長から審査庁である豊中市教育委員会に提出されたものであり、法令の規定に基づくものであるから条例第12条第2項第2号に該当し、条例違反はないので、自己情報の削除請求には理由がないため、削除しないとの決定をした。

3 異議申立て

同年8月28日、異議申立人は、これらの決定を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、豊中市長及び豊中市教育委員会に対し異議申立てをした。

第三 異議申立ての趣旨

豊中市長及び豊中市教育委員会が行った自己情報を削除しないとの決定の取消しを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書等の記載内容及び意見陳述の結果等をまとめると、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 当該審査請求は、豊中市学校教育審議会委員の市民公募によって委員となった者が提出した小論文の開示を求めたものであり、当該審査請求に係る行政文書開示請求書以外の異議申立人提出の行政文書開示請求書並びに自己情報開示請求書及びこれにより開示された異議申立人が豊中市学校教育審議会委員の市民公募において提出した小論文（以下これらの文書を「本件文書」という。）は、当該審査請求とはなんら関係のない文書である。
- 2 条例第12条第1項において、実施機関は保有個人情報をも目的外に利用することが原則禁止されている。同条第2項第2号では法令の規定に基づく目的外利用が認められているが、行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき処分庁が審査庁に提出することができる物件は、不服申立てに係るものに限られ、当該審査請求に全く関係のない本件文書の提出は、同法の規定に基づくものとはいえない。
- 3 条例第12条第1項において、実施機関は保有個人情報を実施機関以外のものに提供することが原則禁止されている。豊中市情報公開条例第18条に基づく諮問書は当該不服申立てに関するものであり、同条第2項第2号では法令の規定に基づく外部提供が認められているが、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき実施機関が審査会に提出することができる資料は、諮問する不服申立てに関連するものに限られる。当該審査請求に全く関係のない本件文書の提出は、同条例の規定に基づくものとはいえない。
- 4 行政不服審査法第33条及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定は、目的外利用や外部提供を義務付けているものではなく、条例に優先するものではない。また、これらの法令により目的外利用又は外部提供をすることができる資料の範囲を実施機関が恣意的に判断することは許されず、特に、個人情報を目的外利用又は外部提供をする場合には、より慎重に判断しなければならないものであるが、処分庁及び実施機関においては、保有個人情報の目的外利用及び外部提供であるとの意識がなく、漫然と本件文書を提出したものである。処分庁及び実施機関の透明性の確保に努めている事実を示す証拠として提出した等の主張は、異議申立人からの異議申立てがあったために後からつけた理由であり、本件文書の提出にあたって、条例、豊中市個人情報保護条例施行規則、豊中市個人情報保護事務取扱要領及び「豊中市個人情報保護条例の趣旨、解釈・運用等」に基づいて、目的外利用及び外部提供の適否を慎重に判断したものではない。
- 5 処分庁である豊中市教育委員会教育長及び実施機関である豊中市教育委員会は、目的外利用又は外部提供にあたって、本件文書の本人である異議申立人の同意を得ておらず、条例第12条第2項第6号による委員会の意見を聴く等の手続きも経ていない。条例に違反して目的外利用及び外部提供を行っている。

なお、審査庁及び審査会が本件文書を保有しているため、削除を求めているが、処分庁が目的外利用をして審査庁に提出したこと及び実施機関が外部提供をして審査

会に提出したことに問題がある。

- 6 審査会は、行政文書部分開示決定処分を妥当とした当該審査請求に係る答申において、豊中市学校教育審議会委員の市民公募にあたって応募者が提出した小論文は個人情報であり、審議会委員に選出された応募者のものであってもプライバシーの権利を上回る開示理由がないとしている。このことからすると、本件文書のうち異議申立人が提出した小論文は、当然開示することができないものであるにも関わらず、処分庁はこれを安易に審査庁に提出し、また、審査庁は安易に審査会に提出し、実施機関以外の者に開示している。処分庁である豊中市教育委員会教育長及び実施機関である豊中市教育委員会においては、個人情報の取扱いがずさんである。
- 7 前回の審査請求及び本件異議申立てにおける事務処理に問題が多く、適正な処理がされていない。

本件異議申立ての審査において、審査会の事務局を本件文書を削除しないとの決定を行った実施機関である情報公開課が担当していることは、審査会の第三者機関としての意義を失うものである。
- 8 以上のとおり、本件文書は、条例に違反して目的外利用及び外部提供をされたものであり、削除されるべきである。

第五 豊中市長及び豊中市教育委員会の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、豊中市長及び豊中市教育委員会の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 異議申立人は、当該審査請求を行った理由を、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考がずさんかつ不透明であり、公正な選考が行われていないと推量しているためとしていた。

本件文書の提出は、処分庁が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る情報の開示に努めており、透明性を確保している旨を説明するために行ったものであり、当該審査請求の公正な審査に必要なことである。
- 2 当該審査請求の審査は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき行っている。

処分庁は、行政不服審査法に基づき審査庁に弁明書を提出しており、弁明書に添付された本件文書も行政不服審査法に基づいて提出したものである。

実施機関は、豊中市情報公開条例に基づき審査会に諮問をしており、本件文書は、諮問書の添付書類として審査会に提出されたものである。また、実施機関は、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき資料の提出をすることができるものであり、本件文書の提出は、法令の規定に基づくものである。
- 3 当該審査請求に係る行政文書の開示請求は、行政文書の名称又は内容を「「豊教企第42号豊中市学校教育審議会の市民委員の決定について」に係るりん議書・方針伺・供覧等のあらゆる関係文書全て」として行われた。これは、異議申立人から豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に関する全ての情報の開示を求めるとの申出があったため対象となる文書を特定したうちのひとつの行政文書に係る開示請求であり、同時に行われた豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る行政文書

の開示請求が趣旨・目的を同じくすることは明白である。

また、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の応募者でもあったため、豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求と同時に、条例に基づく自己情報の開示請求も行われたが、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に関する情報の公開を求めるものであり、当該審査請求に係る開示請求と趣旨・目的を同じくすることは明白である。

本件文書は、これらの開示請求に対して、どのような処分を行い、どのような文書を請求者に開示したかを示すものであり、当該審査請求の争点であった豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考の公正性、透明性について、処分庁がその確保に努めている事実を証する文書であるから、当該審査請求に関連するものである。

- 4 当該審査請求の審査において、審査請求に至る経過を審査庁及び審査会に示すことは、適正な審査のために必要である。

処分庁及び実施機関は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、審査庁及び審査会に必要な資料を提出することができる。この資料の提出は、当該不服申立ての審査に必要な範囲で行うものであり、本件文書は、当該審査請求に係る行政文書開示請求と趣旨・目的を同じくする開示請求に関する文書であり、当該審査請求に係る行政文書開示請求及びこれに対する行政文書部分開示決定処分に関連する事実経過を示すものであるため、審査に必要な資料である。

- 5 以上のとおり、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、法令の規定に基づく目的外利用及び外部提供であり、条例第12条第2項第2号に該当するものであるため、条例に違反して目的外利用又は外部提供をされたものではない。

よって、削除請求には理由がなく、削除をしないとした決定に誤りはない。

第六 当審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

- (1) 条例第1条では、その目的として「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護」と規定し、市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障することで、当該個人情報の不適切な利用によって当該本人が不測の不利益を被ることを防止することとしている。
- (2) このため、具体的な権利として、自己情報の開示請求権、訂正請求権、削除請求権並びに目的外利用及び外部提供の中止請求権を設定しており、条例第42条では、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が条例の規定に違反して収集され、保有され、又は利用されているとき若しくは条例の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているときは、当該自己情報の削除を請求することができるとしている。
- (3) 条例第12条は、第1項において「実施機関は、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用し、又は当該実施機関以外のものに

提供してはならない。」とするが、第2項において「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。」として、個人情報の保護を上回る必要性がある場合には、目的外利用又は外部提供をすることができるとし、個人情報の保護と利用のバランスを図っている。

なお、同項第2号に規定する「法令等に定めのあるとき。」については、情報公開・個人情報保護事務の手引きにおいて「法令に基づく外部提供について、任意規定であって、実施機関に裁量の余地がある場合には、外部提供に係る事務の公共性と保有個人情報の保護の必要性を比較衡量して判断する」としているが、行政不服審査法に基づく不服申立ての審査のために、不服申立人の個人情報を審査庁に提出することは、それが当該不服申立ての審査に関連するものであれば、公正な審査に資するものであり、公共性が高く、また、不服申立人本人にとっても不利益となるものではない。このため、行政不服審査法に基づく目的外利用又は外部提供は、個人情報の保護の必要性を上回る目的外利用及び外部提供の必要性が認められ、条例第12条第2項第2号に該当するものである。ただし、当該不服申立ての審査に関連しない場合には、同法の規定に基づくものとはいえず、目的外利用及び外部提供をすることができないものである。

2 行政文書の開示請求に係る不服申立ての審査について

豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に対して不開示処分又は部分開示処分がなされたときは、請求者は、当該処分を不服として行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。

この場合において、処分庁に上級庁があるときは、上級庁を審査庁として審査請求を行うこととなる。また、豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る処分に関する不服申立ての審査にあたっては、同条例第3章第18条において、「審査会に諮問をし、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。」と定めており、同条第1号又は第2号に定める場合を除き、実施機関は審査会に諮問をしなければならない。

審査庁及び審査会は、行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき当該処分の適法性妥当性について審査を行うが、原処分に関与していないため、原処分に至る経緯等を把握していない。このため、審査庁及び審査会は、審査を行うにあたっては、処分庁・実施機関に原処分に関する事実を確認し、原処分の判断の理由等を聴くとともに、不服申立人に開示請求及び不服申立てを行った趣旨等を聴くものであるが、当該不服申立ての公正な審査のために必要な範囲で、当該不服申立てに係る処分に関連する事項についても、把握する必要がある。

3 本件異議申立てについて

異議申立人は、以前に異議申立人が行った行政文書部分開示決定処分に対する審査請求の審査において処分庁が審査庁に提出した弁明書及び実施機関が審査会に提出した諮問書に添付された本件文書の削除請求を行った。

異議申立人は、本件文書は当該審査請求の審査には無関係な書類であり、これを審

査庁及び審査会に提出することは、条例に違反する個人情報の目的外利用及び外部提供であると主張している。

これに対して審査庁である豊中市教育委員会及び審査会事務局である豊中市長は、本件文書の提出は当該審査請求の審査に必要な行為であり、法令に基づくものであるため、条例に違反するものではないと主張する。

本件異議申立てのうち、審査庁である実施機関から審査会への本件文書の提出は、当該審査請求に係る審査の一部として、豊中市情報公開条例の規定に基づき審査会に諮問された際の諮問書に添付して行われたものである。審査請求の審査においては、審査庁が用いる資料と審査会が用いる資料は原則として同じものでなければならず、実施機関は、諮問にあたって、実施機関が保有する原処分に関連する資料を全て提出すべきであり、審査会に提出する資料を取捨選択して提出するべきではない。このため、実施機関が審査会に諮問するにあたり、処分庁から審査庁に提出された本件文書を諮問書に添付して提出したことに誤りはなく、これは豊中市情報公開条例に基づくものである。

処分庁から審査庁への資料の提出は、審査請求の審査に必要な範囲で行われるものであり、行政不服審査法に基づいて行われるものである。処分庁は、その保有する審査請求人の個人情報を無制限に利用することができるわけではないが、審査請求に関連する情報を審査庁に提出することは公正な審査に必要なことであり、本件文書が当該審査請求に関連するものであれば審査庁に提出すべきである。

そこで、本件文書が当該審査請求に関連するものであるかどうかについて検討する。

当該審査請求は、豊中市学校教育審議会の市民公募委員に選任された応募者が応募に当たって提出した小論文の開示を求めたものである。

異議申立人は当該小論文を開示すべきとする理由として、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考過程がずさんであり、公正性及び透明性が確保されていないと推量したことを挙げており、当該小論文は豊中市学校教育審議会の委員になった応募者が作成したものであるから公務員の職務遂行に関する情報に該当する、たとえこれに該当しないとしても、公益上の必要性により開示すべきであると主張した。

異議申立人の主張に対して、処分庁は、当該小論文は、個人情報に該当する、また、豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考は適正に行われており、公正性及び透明性を確保しており、公益上の理由による開示を必要とする場合には該当しないと反論した。

本件文書は、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考に係る行政文書の開示を求めて提出した行政文書開示請求書及び自己情報開示請求書並びにこれらの請求によって開示された文書であり、これらの開示請求が当該審査請求に係る行政文書の開示請求と趣旨・目的を同じくするものであることは明らかであるし、処分庁がこれらの開示請求にどのように対応したかを示すものであるから、処分庁の原処分に関連する情報であるということが出来る。

また、原処分に関与していない審査庁において、審査請求の審査を行うにあたっては、審査請求に至る経緯を把握する必要があるが、処分庁が、当該審査請求に係る経緯として、当該審査請求に係る行政文書の開示請求と趣旨・目的を同じくする開示請求への

対応を説明するため、本件文書を審査庁に提出したことは、当該審査請求の審査に必要な行為であるといえる。

なお、異議申立人は、当初、処分庁は情報の開示に努めており透明性を確保しているとは主張しておらず、その段階で提出した弁明書に本件文書を添付したことは誤りであると主張するが、処分庁は、当該審査請求の審査における弁明書において「公益上の必要性を考慮しても個人情報を開示すべき理由にはあたらない」と述べており、再弁明書においても同様の主張をしていることから、処分庁の主張が後から追加されたものとはいえない。当該弁明書及び再弁明書は、異議申立人が豊中市学校教育審議会の市民公募委員の選考が公正性及び透明性を欠くと主張したことに対して反論したものである。処分庁において公益上の必要性について検討を加えたことは明らかであり、公益上の必要性の判断にあたって透明性が確保されているかどうかは重要な判断材料であるから、上記異議申立人の主張には理由がない。

以上の次第で、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、当該審査請求の公正な審査のために行政不服審査法並びに豊中市情報公開条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づいて行われたものであり、いずれも法令の規定に基づくものであるというべきである。

よって、本件文書の審査庁及び審査会への提出は、条例に違反する個人情報の目的外利用及び外部提供ではない。

4 本件異議申立ての審査について

異議申立人は、総務部情報公開課は本件文書を削除しないと決定を行った実施機関の担当課であるため、同課が審査会の事務局であることは、異議申立てにおける審査手続きの公平性を欠くと主張する。

しかしながら、当該削除請求は、審査会に提出された本件文書の削除を求めるものであったため、審査会事務局において当該削除請求に係る事務を行ったものである。本件異議申立てに対する審査においても、当審査会のほかに実施機関から諮問を受けて審査を担当する機関はなく、条例上、本件においても当審査会が審査を行うことが予定されているものである。

5 当審査会の結論

以上の理由により、異議申立人が行った自己情報の削除請求について、本件文書を削除しないとした処分に誤りはなく、上記「第一 審査会の結論」とおり判断する。

なお、本件異議申立ては、審査会事務局である豊中市長及び豊中市教育委員会あてに行われたものであるが、趣旨・目的が同一であるため、併合審査した。

平成22年（2010年）8月17日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 野 久 美 子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子